

授業コード	JP45010010	開講年度・学期	2020年度前期
科目授業名	国際法		
英語科目授業名	International Law		
科目ナンバー	JAAPP8910	必修・選択	選択必修
単位数	2単位	授業形態	講義
担当教員氏名 (代表含む)	桐山 孝信		
科目の主題	グローバル化社会における国際法の役割について、基本的な項目を説明し、主たる論点を解説する。グローバル化する国際社会では、国際法が対象とする問題やそれを処理する目的で多数の条約が生み出されている。したがって本講義で取り上げる分野や問題は選択的にならざるを得ないが、重要と思われる論点に絞って解説する。		
授業の到達目標	国際法の妥当基盤である国際社会は、対等平等な主権国家によって構成され、国内社会のような統一的な権力（固有の立法、執行、司法機関）を有しない。そのため、国内法にはない独自の規則や原則、制度、論理が国際法には多数みられる。そうした国際法に特有の制度や原則、考え方などを理解し、習得することが本講義の到達目標である。		
授業内容・ 授業計画①	<p>(1) 国際法の基本構造・歴史 国際法とは一体何かを論じるのは、概要を把握して初めて論じることができるが、ここでは導入として国際法、特に現代国際法の基本的性格を理解する。〔教科書：第1章〕</p> <p>(2) 国家の主権と管轄権 国家が国際法上有する権利義務について考える。また、主権（統治権）の具体的な適用形態である管轄権をめぐる諸問題を理解する。〔教科書：第5・6章〕</p> <p>(3) 国家領域と国際化地域、空、宇宙空間 国家領域の範囲および領域に対する国家の権利・義務を論じる。具体的には領域使用の管理責任と、日本の領土問題（紛争）を重点的に取り上げる。また、国際河川や南極など、さまざまな形で「国際化」された地域、空、宇宙空間についてもここで論じる。〔教科書：第8・9章〕</p> <p>(4) 海洋法(1) 海の国際法を概観したのち、領海や公海など、主として航行利用に関する法制度を扱う。〔教科書：第10章〕</p> <p>(5) 海洋法(2) 海の国際法のうち、排他的経済水域や大陸棚制度など、資源開発に関する法制度を扱う。併せて、海上管轄権を講義する。〔教科書：第10章〕</p> <p>(6) 自決権と国家の成立及び政府の変更 日本は北朝鮮を国家として承認していないが、承認されていない国家は国際法上の権利を主張することはできないのか。そうだとすれば、義務を履行する責任もないのか？ そもそも国家の承認とはどのような意味を持つ行為なのか。国家の誕生に関連する法や制度を解明する。〔教科書：第4章〕</p> <p>(7) 国際安全保障(1) 武力行使の規制、集団安全保障体制の下で自衛権が認められる範囲と条件について検討する。〔教科書：第18章〕</p> <p>(8) 国際安全保障(2) 集団安全保障の仕組みを概観したのち、国連安全保障理事会による強制措置（いわゆる制裁措置）に関わる諸問題を検討する。〔教科書：第18章〕</p> <p>(9) 条約法 国際法の主要な成立形式の一つである条約について、その締結、留保、解釈・適用、無効・終了などに関する規則や制度を概観する。〔教科書：第3章〕</p> <p>(10) 慣習法 条約と並んで重要な国際法の成立形式である慣習法について、その成立及び効力について検討する。〔教科書：第2章〕</p> <p>(11) 国際法の法源 固有の立法機関を有しない国際社会で、国際法はいかなる形式あるいはプロセスで形成されるのかを理解したうえで、国際法規相互の効力関係を把握する。国際法と国内法の関係についてもふれる。〔教科書：第2章〕</p> <p>(12) 国家責任法 国家が国際法違反の責任を問われるのはどのような場合なのか？ 私人の行為や公務員の権限超越の行為についても国家は国際責任を負うのか？ 故意や過失は要件なのか？ 違法性阻却事由は？ など、国家の違法行為責任の内容やその追及手続きを理解する。〔教科書：第26章〕</p>		

授業内容・ 授業計画②	<p>(13) 外国人の法的地位 個人を保護する制度である外交的保護権について議論し、そのあとで、個人による国際犯罪の抑圧及び処罰について議論する。[教科書：第11・14章]</p> <p>(14) 紛争解決 国際社会には集権的な裁判所は存在していない。国際社会における紛争解決について、国際司法裁判所を中心に議論する。[教科書：第17章]</p> <p>(15) 期末試験 これまでの講義の到達目標を確認するために試験を実施する。</p>
事前・事後学習 の内容	<p>次回講義予定の問題について、指定した教科書の該当箇所を読んでおくことを事前学習とする。また、教科書各章の末尾にある「設問」について次回の授業で解説するので、設問の解答を予め準備しておくことを事後学習とする。</p>
評価方法	<p>絶対評価 原則として、学期末の試験成績を70%、平常点（講義における質問や議論への参加状況）を30%として評価する。なお受講希望人数次第で評価方法が変わりうるが、具体的な考慮要素については、初回の授業で説明する。</p>
受講生への コメント	<p>司法試験で国際関係法（公法）を選択しようとする者は、いっそうの独習に励むと同時に国際人権法をあわせて受講することが望まれる。</p>
教材	<p>テキストとして、浅田正彦編『国際法（第4版）』（東信堂）を使用する。条約集も必携である。坂元茂樹他編『ベーシック条約集2020』（東信堂）を使用する。</p>